

令和 4 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(2 月 定 例 会 議 事 録)

令和5年2月10日(金) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 長 森 健 樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 高 畑 亨 | 4. 齊 藤 主税 |
| 5. 仁 木 紹 祐 | 6. 尾 島 宏 明 | 7. 小 島 仁太郎 | 8. 坂 本 弘 治 |
| 9. 筒 塩 清 美 | 10. 寺 元 久 郎 | 11. 岡 田 成 子 | 12. 大 峪 毅 |
| 13. 吉 野 夏 己 | 14. 高 山 一 英 | 15. 大 山 正 志 | 16. 植 本 幸 男 |
| 17. 竹 内 隆 一 | 18. 太 田 裕 恭 | 19. 山 下 英 男 | |

事務局(7名)

吉 田 局長	大 田 次長	濃 野 主幹	阿 部 主査	定 兼 主任
亀 澤 主任	大 内 主事			

議 事

- 議案第 80号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 81号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 82号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 83号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 84号 非農地証明願承認について
- 議案第 85号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 86号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 87号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 88号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

吉 田 局 長

定刻が参りましたので、令和5年2月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中19名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

皆様お疲れ様です。大雪による被害が市内であったと聞いております。被害に遭われた方についてはお見舞いを申し上げます。新型コロナウイルスについても報道がありましたが、5類への引き下げがあるようですが、今までと同様に体調には十分気をつけていただければと思います。それでは運営委員会の報告をお願いいたします。

太 田 委 員

先ほど開催されました第11回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

長 森 会 長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。4番齊藤委員、5番仁木委員よろしくお願いします。

事 務 局 (津 山)

それでは、議案第80号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。

また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

誤植箇所の1点目ですが、議案書8ページの議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請承認についての、申請番号5-4番につきまして、譲渡人の申請事由の欄の記載がありませんでした。譲渡人の申請事由の欄に相手方の要望』と記載をお願いいたします。

誤植箇所の2点目ですが、議案書13ページの議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請承認についての、申請番号4-1番につきまして、備考欄の記載が不十分でした。『土地改良区の意見書あり。』と記載しておりますものに、『農振除外済地。』と追記をお願いいたします。

誤植箇所の3点目ですが、議案書15ページの議案第83号 農地転用事業計画変更承認についての、申請番号1-1番の変更後の受け人の住所が誤ってありました。『東京都港区芝大門二丁目4番6号豊国ビル』と記載しておりますものを、『東京都中央区日本橋一丁目4番1号』へ訂正をお願いします。以上、お手数ではございますが、よろしくお願いします。

それでは、議案第80号の説明をいたします。

今回、津山地区から5件、加茂地区から6件、勝北地区から10件、久米地区から6件、合計27件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、靫保の89歳の男性から、同じく靫保の59歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、広島県広島市の72歳の男性から、高野山西の45歳団体職員兼農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、神戸の73歳の男性から、同じく神戸の35歳自営業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、田熊の69歳の男性から、同じく田熊の40歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、神戸の71歳の女性から、上田邑の57歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

事務局（加茂）

以上、津山地区の申請5件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1、2-2、2-3、2-4、2-5についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。

2-1の譲渡人は加茂町青柳の81歳の男性、2-2の譲渡人は加茂町青柳の66歳の男性、2-3の譲渡人は加茂町青柳の75歳の男性、2-4の譲渡人は加茂町公郷の85歳の女性、2-5の譲渡人は加茂町公郷の84歳の女性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして、2-6についてですが、埼玉県川口市の64歳の女性から、勝部の62歳会社員の男性への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、西中の89歳の男性から、同じく西中の68歳農業の男性への増反による所有権移転です。

4-2についてですが、新野山形の62歳の男性から、同じく新野山形の72歳建設業の男性への贈与による所有権移転です。

4-3、4-5、4-6、4-8、4-9についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。4-3の譲渡人は新野山形の66歳の男性、4-5の譲渡人は新野山形の68歳の女性、4-6の譲渡人は市場の66歳の男性、4-8の譲渡人は大岩の92歳の女性、4-9の譲渡人は同じく大岩の71歳の男性、以上の譲渡人から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

4-4についてですが、大阪府豊中市の74歳の女性から、中島の65歳会社員の男性への増反による所有権移転です。

4-7についてですが、営農型太陽光発電施設設置のため、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、岡山市北区に本店を置く合同会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。この地上権設定の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書きにおいて第2項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかはその基準となります。これらの案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

4-10についてですが、新野山形の72歳の女性から、坂上の73歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請10件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、大阪府泉大津市の66歳の女性から、中北上の63歳自営業の男性への増反による所有権移転です。

続きまして5-2についてですが、西中の66歳の男性から、宮部上の80歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして5-3、5-4、5-5についてですが、譲受人が同一のため一括し

長 森 会 長
大 山 委 員
小 島 委 員
高 畑 委 員
井 家 上 委 員
長 森 会 長
山 下 委 員
竹 内 委 員
尾 島 委 員
齊 藤 委 員
岡 田 委 員
植 本 委 員

て説明します。５－３の譲渡人は中北下の７０歳の男性、５－４の譲渡人は中北下の７０歳の女性、５－５の譲渡人は中北下の７５歳の女性、以上の譲渡人から久米郡美咲町の６０歳農業兼会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして５－６についてですが、神代の６７歳の男性から、神代の３３歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請６件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第８０号の説明は以上です。

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

１５番大山です。

１－１についてですが、譲渡人は高齢の方で、農業ができそうにないと数年前から相談を受けておりました。譲受人の自作地、借入地を含め現地調査をしました。が、適正に耕作されており、問題ありませんでした。

７番小島です。

１－２についてですが、譲受人は多くの農地を所有されており、適正に耕作をされておられます。推進委員からも問題ない旨の説明を受けております。

３番高畑です。

１－３についてですが、現地を確認した結果、適正に耕作されておりましたので、問題ないと思います。

２番井家上です。

１－４についてですが、親子間の贈与ということですが、所有農地は全て適正に管理をされており、問題ないと思います。

１番長森です。

１－５についてですが、適正に耕作されておられますので、問題ありません。

１９番山下です。

２－１から２－３について説明します。２－１から２－３までの申請地については地続きの農地であり、２－２の譲受人が体調を悪くされ、農地を処分したいということが発端で、隣地を含めて譲受人へ所有権を移転したいということでした。特に問題ないと思います。

１７番竹内です。

２－４から２－６について説明します。いずれも特に問題ありません。

６番尾島です。

４－１から４－５について説明します。４－１の譲受人は適正に耕作をされておられますので、問題ありません。４－２から４－５まで、いずれも特に問題ありません。

４番齊藤です。

４－６から４－９について説明します。４－６及び４－７については、特に問題ありません。４－８及び４－９については、まだ着手されてないですが、営農型太陽光下部にて椎茸栽培をされるということで、問題ありません。

１１番岡田です。

４－１０について説明します。譲受人は適正に耕作されておられますので、問題ありません。

１６番植本です。

５－１から５－５について説明します。５－１についてですが、しっかりと農業をされておられますので、問題ありません。５－２についてですが、現地確認を行いました。が、適正に耕作されておりました。５－３から５－５についてですが、管理不十分な農地があったため、草刈管理を依頼し、解消されたため許可条件は問題ないと考えます。

筒 塩 委 員	9 番筒塩です。 5－6 について説明します。農地を適正に管理されており、推進委員からも問題ない旨を伺っております。
長 森 会 長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	ありません。
	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事 務 局（津 山）	それでは次に議案第 8 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 説明の前に、申請の取り下げが 1 件ありましたので、お伝えします。 議案第 8 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認についての、議案書 1 0 ページの申請番号 2－3 番につきまして、申請の取下げがありましたので、議案から削除くださいますよう、お願いいたします。 それでは、議案第 8 1 号の説明をいたします。 今回、津山地区から 2 件、加茂地区から 2 件の合計 4 件の申請です。議案書のページは 9 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1－1 番・高野本郷の田、767㎡の件です。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、高野本郷にお住いの男性です。転用事業者は農地の縮小を図っており、休耕田であり、かつ、太陽光発電施設を設置・管理しやすい土地である申請地を有効利用する為、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 1－2 番・平福の田、442㎡の件です。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、平福にお住まいの男性です。転用事業者は、申請地の近くにある法人に駐車場として貸し出すために、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、境界には既設の擁壁があり、同じ高さに造成する計画になっています。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 津山地区の説明は以上です。
事 務 局（加 茂）	続きまして、加茂地区の説明をいたします。 2－1 番・加茂町成安の田、544㎡の内 1.34㎡の件についてです。この申請は、一時転用期間の満了に伴う再許可の申請になります。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第 1 種と判断しています。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和 5 年 3 月 1 日から令和 1 5 年 2 月 2 8 日までです。転用事業者は、勝部にお住まいの男性です。転用にあたり、新たな土地の造成等を行わないため、土砂の流出の恐れはなく、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えま

			す。また、再許可については、営農の適切な継続が確保されていること。荒廃農地を再生利用する場合以外の場合は、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。の全てを満たす必要があり、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告及び現地確認等をした結果、全てを満たしていると考えられます。よって、再許可は問題ないものと考えます。
			続きまして、2－2番・加茂町公郷の畑、148㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、車庫兼農機具庫で、施設の概要は全高4.7m程度の木造平屋建ての車庫兼農機具庫1棟です。転用事業者は、加茂町公郷にお住まいの男性です。転用事業者は、申請地北側に居宅があり、居宅近くに車庫兼農機具庫を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはブロック擁壁を設け、雨水排水については、南側に排水路を設け、既存排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
長	森	会 長	議案第81号の説明は以上です。
小	島	委 員	ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。
高	畑	委 員	7番小島です。
寺	元	委 員	1－1についてですが、現地を確認し、特に問題ありません。
竹	内	委 員	3番高畑です。
長	森	会 長	1－2についてですが、転用による周囲への悪影響は無いと考えております。
	*		10番寺元です。
長	森	会 長	2－1についてですが、現在も椎茸のほだ木を適正に管理されており、問題ないと思います。
	*		17番竹内です。
長	森	会 長	2－2についてですが、譲受人は適正に耕作されており、問題ないと思います。
	*		只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。
長	森	会 長	ありません。
	*		ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長	森	会 長	ありません。
	*		異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事 務 局（津山）			続きまして議案第82号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
			説明の前に、申請の取り下げが2件ありましたので、お伝えします。
			議案第82号農地法第5条の規定による許可申請承認についての、議案書11ページの申請番号1－1番及び議案書12ページの申請番号1－6番につきまして、申請の取下げがありましたので、議案から削除くださいますよう、お願いいたします。
			それでは、議案第82号の説明をいたします。
			今回、津山地区から所有権移転4件、加茂地区から使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、賃貸借権設定1件の合計7件の申請です。議案書のページは11ページから13ページです。
			1－2番・勝部の田、689㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.2mの建売住宅2棟及び道路です。全体の建ぺい率は24.1%です。転用事業者は、東京都府中市に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあ

たり、境界部分については擁壁を設置し、雨水については側溝を設け既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－3番・二宮の田、938㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は大阪府大阪市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成は行わず浸透性の防草シートを敷く計画になっています。また、雨水については自然浸透及び、既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－4番・二宮の雑種地、404㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場です。転用事業者は高野本郷に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。転用事業者は申請地を露天資材置場として別の法人に貸し付けるために、整備を行いました。農地転用の許可が必要なことを失念しており、今回、その是正のために申請するものです。転用にあたり、東側の傾斜部分は法面成形を行い、その他は隣接する平地部分に合わせて盛土を行っています。また、雨水については、水路及び集水ますを設置し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大東町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1－5番・小桁の畑、195㎡の所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、大阪府東大阪市にお住いの女性です。転用事業者は、申請地に隣接する土地及び建物を購入し喫茶店を経営する計画があり、喫茶店の駐車場として使用するために転用するものです。転用にあたり、隣接地と同じ高さに造成し、採石を敷く計画になっています。また、雨水については自然浸透又は、北側の既設水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。小桁水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

2－1番・加茂町成安の田、877㎡の内1.74㎡、使用貸借権設定についてです。この申請は、一時転用期間の満了に伴う再許可の申請になります。農地区分は、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時的転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和5年3月1日から令和15年2月28日までです。

転用事業者は、加茂町成安に主たる事務所を置く出資総額780万円の農事組合法人で、主な事業は和牛肥育業です。転用にあたり、新たな土地の造成等を行わないため、土砂の流出の恐れはなく、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などの添付を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、再許可については、営農の適切な継続が確保されていること。荒廃農地を再生利用する場合以外の場合は、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと。生産され

事務局（勝北）

た農作物の品質に著しい劣化が認められないこと。の全てを満たす必要があり、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告及び現地確認等をした結果、全てを満たしていると考えられます。よって、再許可は問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4－1番・新野山形の田、4,745㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、縫製工場の用地で、施設の概要は、鉄骨平屋建て全高7m程度の工場1棟及び、駐車場です。転用事業者は、新野山形に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で、主な事業は縫製業です。現在、申請地から西に約300mのところにある工場において事業を行っておりますが、事業の拡大により工場と駐車場が手狭になったことから、工場新設の候補地を探していたところ、土地所有者との話がまとまったため、申請地を工場、露天駐車場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設置、既存排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

4－2番・大岩の畑、246㎡の内0.20㎡の賃貸借権設定の件についてです。また、この件については、先ほどの議案第80号の4－7番と関連した申請となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者のため、令和5年3月2日から令和15年3月1日までです。転用事業者は、岡山市北区に本店を置く資本金の額1万円の合同会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書などの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第82号の説明は以上です。

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見ををお願いします。

15番大山です。

1－2についてですが、町内会や推進委員と連絡を取り、特に問題ないと判断しております。

3番高畑です。

1－3についてですが、申請のとおり転用に伴う対策を実施していただければ、問題ないと思います。1－4についてですが、事務局が説明した内容で問題ないと思います。

8番坂本です。

1－5についてですが、事務局からの説明のとおり問題ありません。現地を確認しましたが、周囲に排水路等があり、申請内容のとおり施工していただければ問題ないと思います。

10番寺元です。

2－1についてですが、議案80号の隣接地であり、特に問題ありません。

6番尾島です。

4－1についてですが、事業が順調で、工場が手狭となったため、新しい工場を

長森会
大山委
員

高畑委
員

坂本委
員

寺元委
員

尾島委
員

				建てるという内容で、問題ないと思います。
齊	藤	委	員	4 番齊藤です。
長	森	会	長	4－2 についてですが、事務局の説明のとおり問題ないと思います。
		*		事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につ
長	森	会	長	きましてご質問、ご意見等ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続いて議案第 8 3 号農地転用事業計画変更承認について、事務局から説明をお願い
事	務	局	(津山)	いします。
				それでは、議案第 8 3 号の説明をいたします。
				今回、津山地区から 1 件の申請です。議案書のページは、1 4 ページから 1 5 ペ
				ージです。
				1－1 番・一宮の田、6,486㎡の件についてです。農地区分は、農振農用地で
				す。転用事業者は、東京都中央区に本店を置く合同会社で、主な事業は発電業で
				す。なお、変更前と変更後で住所が違いますのは、本店の住所が農地転用許可後に
				移転されたためです。転用目的は、申請地北側に太陽光発電施設を設置するために
				必要な仮設道です。転用事業者は、申請地北側の土地に太陽光発電施設を設置して
				いますが、コロナ禍により部品の納入が遅れ、工事の完成時期が延びたことに伴い
				仮設道の一時転用期間を延長するため、事業計画変更承認申請がなされたもので
				す。計画の変更にあたり、当初計画と変更はなく、既存の畦により土砂流出を防
				ぎ、雨水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防
				止する形状であることを確認しています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意
				見書の提出を受けております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例
				外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、また、周
				辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べて同程度であると認められ、事業計画
				の変更は問題ないものと考えます。
				議案第 8 3 号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。
仁	木	委	員	5 番仁木です。
				仮設道の期間延長ということで、特に問題ありません。
長	森	会	長	事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につ
		*		きましてご質問、ご意見等ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
				続いて議案第 8 4 号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします
				す。
高	畑	委	員	3 番高畑です。
				1－1 についてですが、分筆の残地であり、狭小の農地であることから使い道も
				無く、所有者が遠方ということで致し方ないと判断しております。
坂	本	委	員	8 番坂本です。
				1－2 についてですが、申請地の奥に墓地があり、その進入路として使用されて
				いたようです。この先も農作物を栽培される予定はなく、仕方ない場所だと判断し
				ております。
長	森	会	長	1 番長森です。
				1－3 についてですが、墓地への進入路として長年使用されており、致し方ない
				と思います。
齊	藤	委	員	4 番齊藤です。
				4－1 についてですが、宅地への進入路として長年使用されております。4－2

			についてですが、同じく宅地への進入路として使用されていたようで、推進委員と現地確認を行い、致し方ないと思います。
岡	田	委 員	1 1 番岡田です。
			4－3 についてですが、店舗の一部が農地にかかっており、是正のために申請されたものです。4－4 及び 4－5 についてですが、いずれも農地法を知らずに家と庭を建てられたようで、致し方ないと思います。
長	森	会 長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 8 5 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
高	畑	委 員	3 番高畑です。
			1－1 についてですが、竹や雑木が生えており、現在は伐採されておりますが、竹の根等が農地に残っています。所有者は遠方に住まれており、耕作や農地復旧が難しいといった状況です。周囲の農地や宅地へ影響しないように、草刈り等は依頼しております。
坂	本	委 員	8 番坂本です。
			1－2 についてですが、道が出来た際に土地の一部を提供されたようで、その残置となります。申請地の周りに構造物があり、狭小地で農作業ができず、現在は雑木等が生えており、農作業ができる状態ではないことを現地で確認をしております。致し方ないと思います。
筒	塩	委 員	9 番筒塩です。
			5－1 についてですが、現地確認を行った結果ですが、申請地は山の裾のような場所で日当たりも悪く、原野化となっております。致し方ないと思います。
長	森	会 長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 8 6 号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	議案第 8 6 号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。
			議案書のページは、2 0 ページから 2 4 ページです。2 0 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区 7 件、加茂地区 1 件、勝北地区 1 5 件、久米地区 6 件の合計 2 9 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第 8 6 号の説明は以上です。
長	森	会 長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 8 7 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、事務局から説明をお願いします。

事	務	局	議案第 8 7 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、2 5 ページから 2 6 ページです。2 5 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、勝北地区 4 件、久米地区 2 件の合計 6 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第 8 7 号の説明は以上です。
長	森	会 長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、議案第 8 8 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。
事	務	局	議案第 8 8 号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、2 7 ページから 2 8 ページです。2 7 ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、勝北地区 1 件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。
			議案第 8 8 号の説明は以上です。
長	森	会 長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
			続きまして、報告第 1 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。
事	務	局	報告第 1 5 号について説明します。議案書のページは 2 9 ページから 3 9 ページです。今回は、相続によるものが 1 8 件 9 7 筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。
			その他詳細は議案書のとおりです。報告第 1 5 号の説明は以上です。
長	森	会 長	ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
	*		ありません。
長	森	会 長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事	務	局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
			次回、3 月の定例委員会ですが、令和 5 年 3 月 1 0 日金曜日午後 2 時より、市役所本庁舎 2 階 2 0 2 会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、3 月の定例委員会ですが、令和 5 年 3 月 1 0 日金曜日午後 2 時より、市役所本庁舎 2 階 2 0 2 会議室で行います。運営委員会は、午後 1 時 3 0 分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎 4 階農業委員会室に午後 1 時 3 0 分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。
長	森	会 長	ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

（1 5 : 0 0 終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
